

## 商品概要説明書

### J A新規就農応援資金

(平成31年4月1日現在)

商品名	J A新規就農応援資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当J Aの組合員（正組合員、准組合員）の方、または、組合員（正組合員・准組合員）となることが見込まれる農業者等の方。</li> <li>○ 新規就農者の方（個人）。新規就農者には以下の方を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①就農開始5年目までの方。</li> <li>②新規就農者は、「地域営農ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる方など、地元関係機関の支援が得られる方。</li> <li>③原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。</li> </ul> </li> <li>○ 貸付年齢は、原則55歳未満となります。</li> <li>○ 原則として富山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li> <li>○ 信用状況に不安のない方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ富山県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</li> </ul> </li> <li>○ その他当J Aが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<p>農業経営にかかる設備・運転資金</p> <p>※生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。</p>
借入金額	○ 1,000万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	<p><b>【長期資金】</b></p> <p>○12年以内（据置期間5年以内）。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細については、当J Aの融資窓口にお問い合わせください。</p> <p><b>【短期資金】</b></p> <p>○ 1年以内</p>
借入利率	○ 当J A所定の利率といたします（固定金利・変動金利）。詳細については、当J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	<p><b>【長期資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元金均等または元利均等返済で、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式のいずれかをご選択いただけます。</li> <li>○ 特定月増額返済方式(毎月返済に加えて6ヶ月ごとの特定月に増額して返済。)が可能です。</li> <li>○ 返済日はあらかじめJ Aが定めた特定の日といたします。</li> </ul>

	<p><b>【短期資金】</b></p> <p>○ 期日一括返済といたします。</p>
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことができます。
保証	<p>○ 原則として富山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 必要に応じて連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>
保証料	<p>○ 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年0.57%～0.8%です。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合 5,400円</p> <p>② 一部繰上返済の場合 5,400円</p> <p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,400円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または企画総務部（電話：0765-54-2050）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営するJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA企画総務部または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として富山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAくろべ